



五 港湾ごとの当該事業主が営んでいる港湾運送事業（港湾運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。）の種類

六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法（以下「読み替え後の労働者派遣法」という。）第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

前項の申請書には、当該港湾労働者派遣事業の事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

五 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、又は執行を受けたことなく、その執行を終わり、又は五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一

条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第八十号）第一百二十三条、第二百三条の二（若しくは第二百四十六条前段に係る部分に限る）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第六十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条に係る部分に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定により港湾労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準等）

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

二 当該港湾労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港湾労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

ロ 当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣事業をする日数が、港湾労働者の雇用

の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から、港湾労働者が港湾運送の業務に従事する日数（港湾労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く。）を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める日数を超えないこと。

三 申請者が、当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができますこととなるものを含む。）をいう。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

六 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。（許可証）

第十五条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

一 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

二 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出、許可証の再交付を受けなければならない。（許可の条件）

三 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を失し、及びこれを変更することができる。

四 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確定な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。（許可の有効期間等）

第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

一 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確定な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

二 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

三 港湾派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

四 港湾派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。（氏名等の変更等）



で政令で定める場

第一項において同一十三条を除く。) の

## 第五章 港湾労働者雇用安定センター

(指定等) 第二十九条

項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港湾運送事業（当該港湾派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港湾運送の業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業をいう。）を営んでいる港湾以外の港湾の定めをしてはならない。

その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

著者の実験に関する記述が適切か否かの問題、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められる。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資する

2 と認められること。

二 申請者が第四十四条第一項の規定による指定  
一 現に当該港湾について他に指定した者があ  
ること。

三 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該  
五年を経過していない者であること。

当する者があること。  
イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その

執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

口 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

3 厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「港湾労働者」といふ者）

雇用安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならぬ。

4  
港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
 (指定の条件)

2 第二十九条 前条第一項の指定には、条件付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第三十条 港湾労働者派遣事業者は、第二十一条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に關し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行ふこと。

二 港湾労働者に対する訓練を行うこと。

三 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつせんを行うこと。

五 次条第一項に規定する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。

(港湾労働者派遣事業の派遺労働者の雇用の実施)

第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 港湾労働者派遣事業の派遺労働者の雇用の実施

二 港湾労働者派遣事業の派遺労働者の雇用の実施

三 港湾労働者派遣事業の派遺労働者の雇用の実施

四 履用管理者及び読替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者と。

三 港湾労働者派遣事業の派遺労働者に対し

て、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。

四 履用管理者及び読替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者と。

者（港湾派遣元事業主が選任したものに限る。）に対する研修を行ふこと。

五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遺労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務（以下「雇用安定事業関係業務」といいう。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第

三十一条第三号若しくは第四号に掲げる業務（以下「事業主支援業務」という。）又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めることは、港湾労働者雇用安定センターに對するべきである。

4 第二十九条第一項の条件に違反したとき。

5 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取られた規程（当該規定に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚

生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(事業計画書等)

第三十四条 港湾労働者雇用安定センターは、毎

事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生

労働大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

2

事業計画書は、当該港湾に係る港湾雇用安定期画の定めるところに即して作成するものとする。

3 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、收支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(厚生労働省令への委任)

第三十七条 港湾労働者雇用安定センターの役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生しない。

2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたときは、第三十条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に關し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し得る。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(監督命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に關し監督上必要な命令をする。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十九条第一項の条件に違反したとき。

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取られた規程（当該規定に基づく命令若しくは处分を含む。）若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の特例)

第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条规定による意見陳述のための手続に区分にかかる

わらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主

宰者は、行政手続法第十七条规定による手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安

定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定期業を行つことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとす



いて「特定退職金」という。)に係る掛金納付月数が二十四ヶ月に満たないものの特定退職金の額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定退職金に係る退職が前項の規定により退職したものとみなされたものである場合

特定期間による掛金納付月数の通算が行われた場合であつて、特定退職金掛金総額に係る掛け金納付月数が十二月以上(とき 施行日前において同項の規定による掛金納付月数の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であつて、特定退職金掛金総額に係る掛け金納付月数が十二月以上(とき 施行日前において同項の規定による掛け金納付月数に基づき算定した金額(退職金納付月数に定める金額)と退職前掛け金納付月数について同項の規定に基づき算定した金額(退職金納付月数が十二月に満たない場合には、同項第一号中「応じ別表第一の第二欄に定める金額」とあるのは、「相当する数に九百円を乗じて得た金額」と、同項第二号中「応じ別表第一の第三欄(掛け金月額を超過する場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛け金月額を超える掛け金額があるとき(掛け金納付月数が二十四月末満である場合を除く。)は、その超える額については、その超える額に当該区分ごとに、当該区分に係る掛け金納付月数に応じ同表の第四欄)に定める金額」とあらのは、「相当する数に三百円を乗じて得た金額」として同項の規定を適用して算定した金額との差額を加えた額(特定退職金に係る退職が死亡によるものである場合にあつては、同項ただし書の規定に基づき算定した額)

三 前二号に該当する場合以外の場合 退職前に係る退職が死亡によるものである場合においては、中小企業退職金共済法第十条第二項ただし書の規定に基づき算定した額)

旧登録日雇港湾労働者が施行日以後において中小企業退職金共済法第十四条の規定により掛け金納付月数の通算をしようとする場合には、同条の規定による労働大臣の認定は要しないものとする。

(雇用保険法の特例に関する経過措置)

**第十一条** 施行日前に事業主が旧法第二条第二号に規定する港湾運送の業務に使用するために雇い入れに係る雇用期間の末日が施行日以後の日であるものに対する当該雇用期間に係る雇用保険法第四十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

第六 労働大臣は、この条の規定を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、第一項の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞者しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。





**(行政庁の行為等に関する経過措置)**

**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政 庁の处分その他他的行為及び当該規定により生じた失職の効力についてには、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置)  
則の適用については、なお従前の例による。  
**(検討)**  
第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十  
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐  
人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす

附則（令和二年三月三一日法律第一四二号）抄

**第三十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
施行期日  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日